

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	高等学校等就学支援金支給に関する事務(私立学校)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、高等学校等就学支援金支給に関する事務(私立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年10月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等就学支援金支給に関する事務(私立学校)
②事務の概要	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(文部科学省)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

高等学校等就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山梨県県民生活部私学・科学振興課
②所属長	課長 藤原 鉄也

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部 県民情報センター 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山梨県県民生活部私学・科学振興課 私学・大学担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1322
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[<input type="checkbox"/> 500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>具体的な事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・医療受給者証に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務
③システムの名称	難病医療システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の3 <p>【情報提供】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号リ、第2号から第6号まで、第30条第6号、第44条第1号リ、第2号から第6号まで</p> </p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県福祉保健部健康増進課
②所属長	課長 下川 和夫
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	県民情報センター〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1電話番号:055-223-1408、ファックス番号:055-223-1409(各地域県民センターにおいても受付可)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部健康増進課〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1電話番号:055-223-1496、ファックス番号:055-223-1499

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	

3. 重大事故

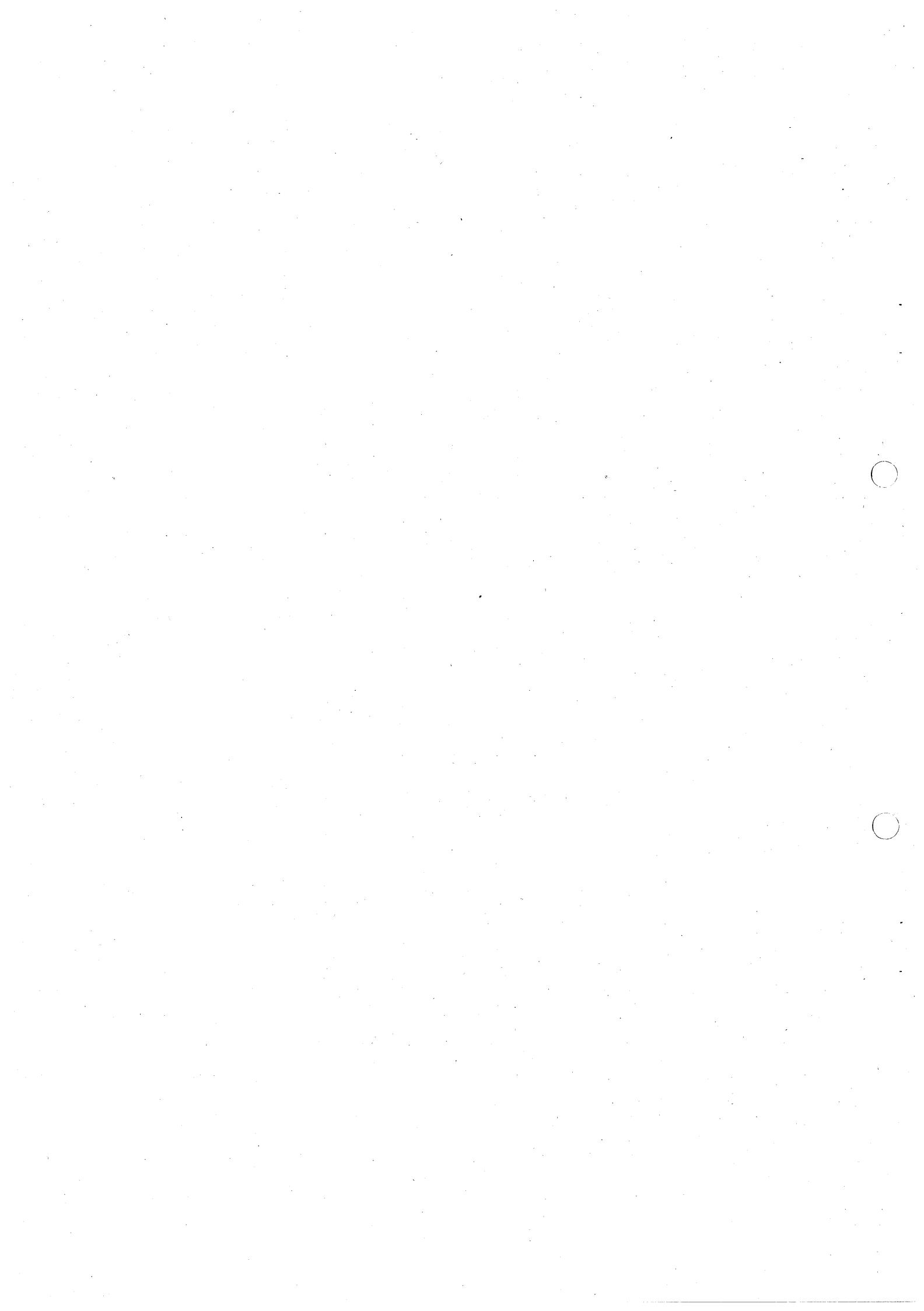
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

所箇更麥



特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	私立高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、私立高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年10月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	私立高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするために、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を支給する。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取り扱いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就学支援金申請時(または収入状況届出時)にマイナンバーカード(通知カードも可)の写しを添付した保護者の課税情報から本給付金の対象となる者を選定し、対象者に対し申請書等を配布。(就学支援金の申請時等のマイナンバーカードの貼り付け台紙に本給付金の説明と本給付金の選定のために使用する旨を記載) ※県内高校のみ ②奨学のための給付金の受給を希望する保護者等からの、受給申請、マイナンバーカード(通知カードも可。)の写しの提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定、通知
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

奨学のための給付金支給関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第2項 ○山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山梨県条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項、別表第一の第4の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・条例第4条第1項、別表第一の第4の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山梨県県民生活部私学・科学振興課
②所属長	課長 藤原 鉄也

6. 他の評価実施機関

①部署	なし
-----	----

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山梨県総務部 県民情報センター 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山梨県県民生活部私学・科学振興課 私学・大学担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1322
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	高等学校等であって私立のものに入学した者に対する入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、高等学校等であって私立のものに入学した者に対する入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年10月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等であって私立のものに入学した者に対する入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>山梨県私立高等学校等入学準備サポート事業給付金支給要領に基づき、高等学校等へ入学する生徒がいる経済的に余裕のない世帯の負担を軽減するため、高等学校等への入学時に必要となる経費に対する給付金を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務に使用している。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取り扱いを行う。</p> <p>①就学支援金申請時にマイナンバーカード(通知カードも可。)の写しを添付した保護者の課税情報から、本給付金の対象となる者を選定し、対象者に対し申請書等を配布。(就学支援金申請時のマイナンバーカードの貼付け台紙に本給付金の説明と本給付金の選定のために使う旨を記載)※県内高校のみ ②本給付金の受給を希望する保護者等からの、受給申請、マイナンバーカード(通知カードも可。)の写しの提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ④上記③で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定、通知</p>
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

私立高等学校等入学準備サポート事業給付金支給ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第2項 ○山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山梨県条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項、別表第一の第8の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・条例第4条第1項、別表第一の第8の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山梨県県民生活部私学・科学振興課
②所属長	課長 藤原 鉄也

6. 他の評価実施機関

①部署	山梨県県民生活部私学・科学振興課
②所属長	課長 藤原 鉄也

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山梨県総務部 県民情報センター 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山梨県県民生活部私学・科学振興課 私学・大学担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1322
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県教育委員会

公表日

平成30年5月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に基づき、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学に必要な経費を支給する。 特定個人情報ファイルは、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実の審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務に使用している。
③システムの名称	中間サーバー 統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

特別支援教育就学奨励費支給ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一の26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第22条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条各号 【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ツ、第44条第1号ツ

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山梨県教育庁高校改革・特別支援教育課
②所属長	課長 染谷 光一

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部 県民情報センター 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山梨県教育庁高校改革・特別支援教育課 特別支援教育担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1752
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月2日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[<input type="checkbox"/> 500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月2日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

所箇更麥